
プロジェクト **サステナビリティ基準諮問会議からの報告**
項目 **議事要旨**

(議事要旨) サステナビリティ基準委員会の活動状況について

サステナビリティ基準委員会 (SSBJ) の川西委員長より、SSBJ の活動状況について説明がなされ、質疑応答が行われた。

サステナビリティ基準諮問会議の委員より、国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) が公表した IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」(以下「IFRS S1 号」という。)及び IFRS S2 号「気候関連開示」(以下「IFRS S2 号」という。)の翻訳についての進捗状況、これらの基準とタクソノミとの関係、並びに、ISSB における今後の基準開発のためのリサーチのテーマ等について質疑応答が行われた。また、サステナビリティ基準諮問会議の委員より、次の意見が聞かれた。

(SSBJ における基準開発全般について)

- SSBJ では、我が国の利害関係者の実情と意見を反映しながら、ISSB 基準と整合性のある基準を開発する意義のあるプロジェクトが進められているとの理解であり、目標に沿った検討を進めていただきたい。
- 基準開発において利害関係者からさまざまな意見が寄せられると考えられるが、基準設定主体としての矜持をもって、ぜひチャレンジをしてほしい。
- SSBJ が開発する基準は、シングル・マテリアリティに基づくものであり、インパクト・マテリアリティに基づく開示を含む欧州サステナビリティ報告基準 (ESRS) と本質的に違いがあるとの理解だが、我が国の利害関係者から開示負担を懸念する声が聞こえていることもあり、シングル・マテリアリティの部分については ISSB 基準及び ESRS との同等性を意識して基準開発を進めていただきたい。
- 今後、SSBJ 基準の開発に加え補足文書も作成するとの理解であり、精力的に進めていただきたい。

(IFRS S2 号「気候関連開示」に相当する基準の開発について)

- スコープ 3 の温室効果ガス排出の開示の重要性の判断の適用について検討されている具体的な閾値 (100 分の 1 以下) は IFRS S2 号には設けられていないものであり、他国の情勢も把握しながら検討を進めていただきたい。

- 前出の意見のスコープ 3 の具体的な閾値（100 分の 1 以下）については、関係者が実装しやすい方法を提供する取組みと理解しており、議論を進めてもらいたい。また、その議論の背景にある定量的規準と定性的規準については、考え方が整理されることが望ましい。
- スコープ 1、2、3 のそれぞれの温室効果ガス排出の絶対総量の開示のみならず、スコープ 1、2、3 の温室効果ガス排出の絶対総量を合算して開示することについても SSBJ 事務局より提案されているが、スコープごとに規模感が異なることや、スコープに応じて削減に向けた行動や目標の置き方が異なることから、合算の開示には副作用があると考えられるため、検討を深めるべきである。
- スコープ 2 の温室効果ガス排出の測定に関して、IFRS S2 号との整合性から、ロケーション基準による測定を定めることは致し方ないとしても、我が国ではマーケット基準による測定が主流となると考えられることから、企業の取組みの可視化が図れるマーケット基準に光を当てることが重要と考える。
- バリュー・チェーンの定義については、「報告企業のビジネス・モデル及び当該企業が事業を営む外部環境に関連する、相互作用、リソース及び関係のすべてをいう」と提案されており、重大な事象や状況に重大な変化が発生した場合に、バリュー・チェーンを通じて影響を受けるすべての気候関連のリスク及び機会の範囲を再評価することとされている。この点、バリュー・チェーンの範囲は財務会計における連結範囲より広いため、タイムリーに情報を収集することについて懸念がある。このため、そのような状況について配慮することが望ましい。

（ISSB に対する今後の意見発信について）

- サステナビリティ関連財務開示は財務諸表を補足する情報であるにもかかわらず、ISSB における現在の議論は、財務諸表との関係が十分に考慮されていないように思われ、今後、サステナビリティ関連財務開示が肥大化することが懸念される。このため、開示全体のバランスを考慮しながら、サステナビリティ関連財務開示の議論が行われるように、ISSB に意見発信を行っていただきたい。
- IFRS S2 号のファイナンスに係る排出の算定において、投資先の株価が算定要素に含まれる可能性があるとの理解だが、本来、ファイナンスに係る排出の増減に関係ない要素が算定に影響を及ぼすことに疑問があるため、ISSB に問題提起をしてはどうかと考える。

（利害関係者の理解促進に向けた対応について）

- SSBJ 事務局が行っている ISSB 基準等の解説資料及び解説動画の提供は利害関係者にとって有益な取組みであり、いわゆるキャパシティ・ビルディングにも資すると考えられ、

審議事項 C1 参考資料

これらをより広く利害関係者に周知することが望ましい。これに関連して、利害関係者に対する導入支援の取組みに関しては、SSBJ だけでなく、日本証券アナリスト協会、日本取引所グループ／東京証券取引所、日本公認会計士協会等の団体が自主的に進めているが、関係する団体が連携して周知する取組みを進めることが必要と考える。

以 上